

議案第 86 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、提案するものであります。

## 権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

調布学園ショートステイ事業利用料

2 債務者

2人

3 放棄する債権額

62,500円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における10年の時効期間（民法（明治29年法律第89号）第167条第1項）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であるため

(参 考)

調布学園ショートステイ事業利用料

放棄対象債権内訳表

番号	放棄する債権額	利 用 月	備 考
1	55,000 円	平成13年2月, 3月, 9月, 10月	所在等不明
2	7,500 円	平成13年9月, 平成14年2月	所在等不明

納期限 各利用月の翌々月末日 時効期間 10年